

「開運商法」にご注意！

2013年2月15日号

雑誌広告や折り込みチラシで、購入者の体験談とともに「金運アップ」「願い事がかなう」などと宣伝されている開運ブレスレットや数珠などについて、トラブルが増えています。

広告に「効果がなければ返金」と書かれているにもかかわらず、返品を申し出ても応じてもらえないばかりか、「事故に遭う」などと脅され、より高額な祈祷サービスや除霊などの契約を迫られるケースも見受けられます。

広告を見て申し込んだブレスレットや数珠などは通信販売なのでクーリング・オフはできませんが、返金を申し出ようと連絡した際に、脅されて契約した祈祷サービスなどは電話勧誘販売に該当する可能性があり、クーリング・オフが可能な場合もありますので、まずは消費生活センターに相談してください。